



# 和歌山県報

発行 和歌山県  
和歌山市小松原通一丁目1番地  
毎週火、金曜日発行  
定価 (送料共) 1 か月 2,200 円

## 目次

### ○ 告示

- 390 道路の区域変更 (道路保全課)
- 391 新道路の供用開始等 ( " )
- 392 道路の区域変更 ( " )
- 393 新道路の供用開始等 ( " )
- 394 道路の区域変更 ( " )
- 395 新道路の供用開始等 ( " )
- 396 道路の区域変更 ( " )
- 397 新道路の供用開始等 ( " )
- 398 道路の区域変更 ( " )
- 399 新道路の供用開始等 ( " )
- 400 道路の区域変更 ( " )
- 401 新道路の供用開始等 ( " )
- 402 道路の区域変更 ( " )
- 403 新道路の供用開始等 ( " )
- 404 道路の区域変更 ( " )
- 405 新道路の供用開始等 ( " )
- 406 道路の区域変更 ( " )
- 407 新道路の供用開始等 ( " )
- 408 道路の区域変更 ( " )
- 409 新道路の供用開始等 ( " )
- 410 道路の区域変更 ( " )
- 411 新道路の供用開始等 ( " )
- 412 道路の区域変更 ( " )
- 413 新道路の供用開始等 ( " )
- 414 道路の区域変更 ( " )
- 415 新道路の供用開始等 ( " )
- 416 道路の区域変更 ( " )
- 417 新道路の供用開始等 ( " )
- 418 道路の区域変更 ( " )
- 419 新道路の供用開始等 ( " )
- 420 道路の区域変更 ( " )
- 421 新道路の供用開始等 ( " )
- 422 道路の区域変更 ( " )
- 423 新道路の供用開始等 ( " )
- 424 道路の区域変更 ( " )
- 425 新道路の供用開始等 ( " )
- 426 道路の区域変更 ( " )
- 427 新道路の供用開始等 ( " )
- 428 道路の区域変更 ( " )

- 429 新道路の供用開始等 ( " )
- 430 道路の区域変更 ( " )
- 431 新道路の供用開始等 ( " )
- 432 道路の区域変更 ( " )
- 433 新道路の供用開始等 ( " )

## 告 示

### 和歌山県告示第390号

道路法(昭和27年法律第180号)第18条第1項の規定に基づき、道路の区域を次のように変更したので告示する。

この関係図面は、和歌山県県土整備部道路局道路保全課において告示の日から30日間一般の縦覧に供する。

平成20年3月28日

和歌山県知事 仁坂吉伸

- 1 道路の種類 一般国道
- 2 路線名 424号

区 間	新 旧 の 別	敷 地 の	延 長	備 考
		幅 員		
日高郡みなべ町西本庄字下新田1034番4地先から同町西本庄字木賊2093番地先まで	旧	9.20	169.00	
		12.40		
同上	新	12.80	169.00	
		16.30		

### 和歌山県告示第391号

平成20年和歌山県告示第390号(道路の区域変更)で告示した新道路は、平成20年3月28日から供用を開始し、旧道路は、同日から供用を廃止する。

平成20年3月28日

和歌山県知事 仁坂吉伸

### 和歌山県告示第392号

道路法(昭和27年法律第180号)第18条第1項の規定に基づき、道路の区域を次のように変更したので告示する。

この関係図面は、和歌山県県土整備部道路局道路保全課において告示の日から30日間一般の縦覧に供する。

平成20年3月28日

和歌山県知事 仁坂吉伸

- 1 道路の種類 主要県道  
2 路線名 高野天川線

区 間	新旧の別	敷地の幅員		延長	備考
		メートル	メートル		
伊都郡高野町大字南字龍ノ尾264番14地内	旧	4.40	}	28.58	
		9.90			
同上	新	6.30	}	28.58	
		13.60			

和歌山県告示第393号

平成20年和歌山県告示第392号(道路の区域変更)で告示した新道路は、平成20年3月28日から供用を開始し、旧道路は、同日から供用を廃止する。

平成20年3月28日

和歌山県知事 仁坂吉伸

和歌山県告示第394号

道路法(昭和27年法律第180号)第18条第1項の規定に基づき、道路の区域を次のように変更したので告示する。

この関係図面は、和歌山県県土整備部道路局道路保全課において告示の日から30日間一般の縦覧に供する。

平成20年3月28日

和歌山県知事 仁坂吉伸

- 1 道路の種類 主要県道  
2 路線名 御坊美山線

区 間	新旧の別	敷地の幅員		延長	備考
		メートル	メートル		
日高郡日高川町大字西原字大熊360番3地先から同町大字西原字大熊365番1地先まで	旧	9.30	}	560.00	
		13.30			
同上	新	15.40	}	560.00	
		41.10			

和歌山県告示第395号

平成20年和歌山県告示第394号(道路の区域変更)で告示した新道路は、平成20年3月28日から供用を開始し、旧道路は、同日から供用を廃止する。

平成20年3月28日

和歌山県知事 仁坂吉伸

和歌山県告示第396号

道路法(昭和27年法律第180号)第18条第1項の規定に基づき、道路の区域を次のように変更したので告示する。

この関係図面は、和歌山県県土整備部道路局道路保全課において告示の日から30日間一般の縦覧に供する。

平成20年3月28日

和歌山県知事 仁坂吉伸

- 1 道路の種類 主要県道  
2 路線名 那智勝浦古座川線

区 間	新旧の別	敷地の幅員		延長	備考
		メートル	メートル		
東牟婁郡那智勝浦町大字口色川字笠松3475番3地内	旧	3.50	}	500.00	
		17.00			
同上	新	9.50	}	411.76	
		24.00			

和歌山県告示第397号

平成20年和歌山県告示第396号(道路の区域変更)で告示した新道路は、平成20年3月28日から供用を開始し、旧道路は、同日から供用を廃止する。

平成20年3月28日

和歌山県知事 仁坂吉伸

和歌山県告示第398号

道路法(昭和27年法律第180号)第18条第1項の規定に基づき、道路の区域を次のように変更したので告示する。

この関係図面は、和歌山県県土整備部道路局道路保全課において告示の日から30日間一般の縦覧に供する。

平成20年3月28日

和歌山県知事 仁坂吉伸

- 1 道路の種類 主要県道  
2 路線名 那智勝浦熊野川線

区 間	新旧の別	敷地の幅員		延長	備考
		メートル	メートル		
新宮市熊野川町椋井字高畑272番2地先から同市熊野川町椋井字口谷口571番1地先まで	旧	3.60	}	230.00	
		6.30			
同上	新	8.20	}	230.00	
		43.95			

和歌山県告示第399号

平成20年和歌山県告示第398号(道路の区域変更)で告

示した新道路は、平成20年3月28日から供用を開始し、旧道路は、同日から供用を廃止する。

平成20年3月28日

和歌山県知事 仁 坂 吉 伸

和歌山県告示第400号

道路法（昭和27年法律第180号）第18条第1項の規定に基づき、道路の区域を次のように変更したので告示する。

この関係図面は、和歌山県県土整備部道路局道路保全課において告示の日から30日間一般の縦覧に供する。

平成20年3月28日

和歌山県知事 仁 坂 吉 伸

- 1 道路の種類 一般県道
- 2 路線名 沓掛糸我線

区 間	新旧の別	敷地の幅員 メートル	延長 メートル	備 考
有田市宮原町道300番1地先から同市宮原町道304番1地先まで	旧	2.80 } 3.10	51.30	
同上	新	3.00 } 5.30	51.30	

和歌山県告示第401号

平成20年和歌山県告示第400号（道路の区域変更）で告示した新道路は、平成20年3月28日から供用を開始し、旧道路は、同日から供用を廃止する。

平成20年3月28日

和歌山県知事 仁 坂 吉 伸

和歌山県告示第402号

道路法（昭和27年法律第180号）第18条第1項の規定に基づき、道路の区域を次のように変更したので告示する。

この関係図面は、和歌山県県土整備部道路局道路保全課において告示の日から30日間一般の縦覧に供する。

平成20年3月28日

和歌山県知事 仁 坂 吉 伸

- 1 道路の種類 一般県道
- 2 路線名 下湯川金屋線

区 間	新旧の別	敷地の幅員 メートル	延長 メートル	備 考
有田郡有田川町大字二沢字蔵ノ平173番1地先から同町	旧	2.80 }	118.80	

大字二沢字蔵ノ平170番1地先まで		7.20		
同上	新	4.30 } 19.50	118.80	

和歌山県告示第403号

平成20年和歌山県告示第402号（道路の区域変更）で告示した新道路は、平成20年3月28日から供用を開始し、旧道路は、同日から供用を廃止する。

平成20年3月28日

和歌山県知事 仁 坂 吉 伸

和歌山県告示第404号

道路法（昭和27年法律第180号）第18条第1項の規定に基づき、道路の区域を次のように変更したので告示する。

この関係図面は、和歌山県県土整備部道路局道路保全課において告示の日から30日間一般の縦覧に供する。

平成20年3月28日

和歌山県知事 仁 坂 吉 伸

- 1 道路の種類 一般県道
- 2 路線名 境川金屋線

区 間	新旧の別	敷地の幅員 メートル	延長 メートル	備 考
有田郡有田川町大字谷字西山776番2地先から同町大字岩野河字西ノ畑822番2地先まで	旧	3.20 } 4.60	17.80	
同上	新	3.50 } 11.60	17.80	

和歌山県告示第405号

平成20年和歌山県告示第404号（道路の区域変更）で告示した新道路は、平成20年3月28日から供用を開始し、旧道路は、同日から供用を廃止する。

平成20年3月28日

和歌山県知事 仁 坂 吉 伸

和歌山県告示第406号

道路法（昭和27年法律第180号）第18条第1項の規定に基づき、道路の区域を次のように変更したので告示する。

この関係図面は、和歌山県県土整備部道路局道路保全課において告示の日から30日間一般の縦覧に供する。

平成20年3月28日

和歌山県知事 仁 坂 吉 伸

- 1 道路の種類 一般県道
- 2 路線名 古井西の地線

区 間	新 旧 の 別	敷 地 の	延 長	備 考
		幅 員		
日高郡印南町大字宮ノ前字上津野575番1地先から同町大字宮ノ前字藏垣内435番1地先まで	旧	5.70	227.00	
		13.40		
同上	新	9.90	227.00	
		16.60		

和歌山県告示第407号

平成20年和歌山県告示第406号（道路の区域変更）で告示した新道路は、平成20年3月28日から供用を開始し、旧道路は、同日から供用を廃止する。

平成20年3月28日

和歌山県知事 仁 坂 吉 伸

和歌山県告示第408号

道路法（昭和27年法律第180号）第18条第1項の規定に基づき、道路の区域を次のように変更したので告示する。

この関係図面は、和歌山県県土整備部道路局道路保全課において告示の日から30日間一般の縦覧に供する。

平成20年3月28日

和歌山県知事 仁 坂 吉 伸

- 1 道路の種類 一般県道
- 2 路線名 井関御坊線

区 間	新 旧 の 別	敷 地 の	延 長	備 考
		幅 員		
御坊市湯川町財部字北樋巻321番12地先から同市湯川町財部字南樋巻482番9地先まで	旧	5.90	90.00	
		7.20		
同上	新	14.00	90.00	
		14.00		

和歌山県告示第409号

平成20年和歌山県告示第408号（道路の区域変更）で告示した新道路は、平成20年3月28日から供用を開始し、旧道路は、同日から供用を廃止する。

平成20年3月28日

和歌山県知事 仁 坂 吉 伸

和歌山県告示第410号

道路法（昭和27年法律第180号）第18条第1項の規定に基づき、道路の区域を次のように変更したので告示する。

この関係図面は、和歌山県県土整備部道路局道路保全課において告示の日から30日間一般の縦覧に供する。

平成20年3月28日

和歌山県知事 仁 坂 吉 伸

- 1 道路の種類 一般県道
- 2 路線名 高田相賀線

区 間	新 旧 の 別	敷 地 の	延 長	備 考
		幅 員		
新宮市高田字前地1682番4地先から同市高田字鈴1653番1地先まで	旧	6.00	125.00	高田川橋 L=43.90
		11.80		
同上	新	11.00	125.00	同上
		19.00		

和歌山県告示第411号

平成20年和歌山県告示第410号（道路の区域変更）で告示した新道路は、平成20年3月28日から供用を開始し、旧道路は、同日から供用を廃止する。

平成20年3月28日

和歌山県知事 仁 坂 吉 伸

和歌山県告示第412号

道路法（昭和27年法律第180号）第18条第1項の規定に基づき、道路の区域を次のように変更したので告示する。

この関係図面は、和歌山県県土整備部道路局道路保全課において告示の日から30日間一般の縦覧に供する。

平成20年3月28日

和歌山県知事 仁 坂 吉 伸

- 1 道路の種類 一般県道
- 2 路線名 高田相賀線

区 間	新 旧 の 別	敷 地 の	延 長	備 考
		幅 員		
新宮市相賀字小阪348番4地先から同市相賀字高目456番1地先まで	旧	3.80	300.00	
		14.00		
同上	新	8.80	300.00	
		18.50		

和歌山県告示第413号

平成20年和歌山県告示第412号(道路の区域変更)で告示した新道路は、平成20年3月28日から供用を開始し、旧道路は、同日から供用を廃止する。

平成20年3月28日

和歌山県知事 仁坂吉伸

和歌山県告示第414号

道路法(昭和27年法律第180号)第18条第1項の規定に基づき、道路の区域を次のように変更したので告示する。

この関係図面は、和歌山県県土整備部道路局道路保全課において告示の日から30日間一般の縦覧に供する。

平成20年3月28日

和歌山県知事 仁坂吉伸

1 道路の種類 一般国道

2 路線名 168号

区 間	新旧の別	敷地の幅員 メートル	延長 メートル	備 考 メートル
新宮市熊野川町東敷屋字枯木谷727番1地先から田辺市本宮町大津荷字下津呂299番6地先まで	旧	6.20 } 27.00	3,367.98	敷屋橋 L=36.10
同上	旧	11.70 } 38.95	2,313.00	東敷屋トンネル L=1,380.00 イラ原橋 L=25.00 二ツ石トンネル L=798.00
同上	新	11.70 } 38.95	2,313.00	同上

和歌山県告示第415号

平成20年和歌山県告示第414号(道路の区域変更)で告示した新道路は、平成20年4月1日から供用を開始し、旧道路は、同日から供用を廃止する。

平成20年3月28日

和歌山県知事 仁坂吉伸

和歌山県告示第416号

道路法(昭和27年法律第180号)第18条第1項の規定に基づき、道路の区域を次のように変更したので告示する。

この関係図面は、和歌山県県土整備部道路局道路保全課において告示の日から30日間一般の縦覧に供する。

平成20年3月28日

和歌山県知事 仁坂吉伸

1 道路の種類 一般国道

2 路線名 311号

区 間	新旧の別	敷地の幅員 メートル	延長 メートル	備 考
新宮市熊野川町嶋津字湯ノ口向井308番5地先から同市熊野川町嶋津字湯ノ口向井315番1地先まで	旧	3.90 } 5.70	200.00	
同上	新	10.50 } 18.80	200.00	

和歌山県告示第417号

平成20年和歌山県告示第416号(道路の区域変更)で告示した新道路は、平成20年4月1日から供用を開始し、旧道路は、同日から供用を廃止する。

平成20年3月28日

和歌山県知事 仁坂吉伸

和歌山県告示第418号

道路法(昭和27年法律第180号)第18条第1項の規定に基づき、道路の区域を次のように変更したので告示する。

この関係図面は、和歌山県県土整備部道路局道路保全課において告示の日から30日間一般の縦覧に供する。

平成20年3月28日

和歌山県知事 仁坂吉伸

1 道路の種類 一般国道

2 路線名 370号

区 間	新旧の別	敷地の幅員 メートル	延長 メートル	備 考
海草郡紀美野町大角字日浦326番地先から同町大角字日浦329番1地先まで	旧	8.10 } 18.60	63.50	
同上	新	8.10 } 21.40	62.30	

和歌山県告示第419号

平成20年和歌山県告示第418号(道路の区域変更)で告示した新道路は、平成20年4月1日から供用を開始し、旧道路は、同日から供用を廃止する。

平成20年3月28日

和歌山県知事 仁坂吉伸

和歌山県告示第420号

道路法（昭和27年法律第180号）第18条第1項の規定に基づき、道路の区域を次のように変更したので告示する。

この関係図面は、和歌山県県土整備部道路局道路保全課において告示の日から30日間一般の縦覧に供する。

平成20年3月28日

和歌山県知事 仁坂吉伸

- 1 道路の種類 一般国道
- 2 路線名 370号

区 間	新旧の別	敷地の幅員		延長 メートル	備考
		メートル	メートル		
海草郡紀美野町樋下字垣内15番9地先から同町樋下字垣内17番3地先まで	旧	5.30	}	44.85	
		6.80			
同上	新	7.10	}	44.85	
		10.75			

和歌山県告示第421号

平成20年和歌山県告示第420号（道路の区域変更）で告示した新道路は、平成20年4月1日から供用を開始し、旧道路は、同日から供用を廃止する。

平成20年3月28日

和歌山県知事 仁坂吉伸

和歌山県告示第422号

道路法（昭和27年法律第180号）第18条第1項の規定に基づき、道路の区域を次のように変更したので告示する。

この関係図面は、和歌山県県土整備部道路局道路保全課において告示の日から30日間一般の縦覧に供する。

平成20年3月28日

和歌山県知事 仁坂吉伸

- 1 道路の種類 一般国道
- 2 路線名 424号

区 間	新旧の別	敷地の幅員		延長 メートル	備考
		メートル	メートル		
海南市ひや水字的場166番7地先から同市ひや水字的場165番2地先まで	旧	3.65	}	62.00	
		13.20			
		8.05			

同上	新	}	61.00	
		13.20		

和歌山県告示第423号

平成20年和歌山県告示第422号（道路の区域変更）で告示した新道路は、平成20年4月1日から供用を開始し、旧道路は、同日から供用を廃止する。

平成20年3月28日

和歌山県知事 仁坂吉伸

和歌山県告示第424号

道路法（昭和27年法律第180号）第18条第1項の規定に基づき、道路の区域を次のように変更したので告示する。

この関係図面は、和歌山県県土整備部道路局道路保全課において告示の日から30日間一般の縦覧に供する。

平成20年3月28日

和歌山県知事 仁坂吉伸

- 1 道路の種類 主要県道
- 2 路線名 岩出海南線

区 間	新旧の別	敷地の幅員		延長 メートル	備考
		メートル	メートル		
海南市岡田字上道ノ内867番1地先から同市岡田字南山崎787番4地先まで	旧	4.90	}	214.00	
		9.40			
同上	新	6.25	}	214.00	
		11.15			

和歌山県告示第425号

平成20年和歌山県告示第424号（道路の区域変更）で告示した新道路は、平成20年4月1日から供用を開始し、旧道路は、同日から供用を廃止する。

平成20年3月28日

和歌山県知事 仁坂吉伸

和歌山県告示第426号

道路法（昭和27年法律第180号）第18条第1項の規定に基づき、道路の区域を次のように変更したので告示する。

この関係図面は、和歌山県県土整備部道路局道路保全課において告示の日から30日間一般の縦覧に供する。

平成20年3月28日

和歌山県知事 仁坂吉伸

- 1 道路の種類 主要県道
- 2 路線名 海南金屋線

区 間	新旧の別	敷地の幅員 メートル	延長 メートル	備考
海南市重根字農手952番4地先から同市重根字農手932番1地先まで	旧	4.50 }	65.00	
同上	新	12.00 }	65.00	
		4.70 }		
		13.00		

和歌山県告示第427号

平成20年和歌山県告示第426号（道路の区域変更）で告示した新道路は、平成20年4月1日から供用を開始し、旧道路は、同日から供用を廃止する。

平成20年3月28日

和歌山県知事 仁坂吉伸

和歌山県告示第428号

道路法（昭和27年法律第180号）第18条第1項の規定に基づき、道路の区域を次のように変更したので告示する。

この関係図面は、和歌山県県土整備部道路局道路保全課において告示の日から30日間一般の縦覧に供する。

平成20年3月28日

和歌山県知事 仁坂吉伸

- 1 道路の種類 主要県道
- 2 路線名 那智勝浦古座川線

区 間	新旧の別	敷地の幅員 メートル	延長 メートル	備考 メートル
東牟婁郡古座川町小川字長753番3地先から同町小川字洞尾347番1地先まで	旧	3.80 }	1,186.10	
同上	旧	6.20 }	700.00	雉子山橋 L=46.00 黒瀬橋 L=66.00 滝の拝トンネル L=357.00
同上	新	6.20 }	700.00	同上
		18.40		

和歌山県告示第429号

平成20年和歌山県告示第428号（道路の区域変更）で告示した新道路は、平成20年4月1日から供用を開始し、旧道路は、同日から供用を廃止する。

平成20年3月28日

和歌山県知事 仁坂吉伸

和歌山県告示第430号

道路法（昭和27年法律第180号）第18条第1項の規定に基づき、道路の区域を次のように変更したので告示する。

この関係図面は、和歌山県県土整備部道路局道路保全課において告示の日から30日間一般の縦覧に供する。

平成20年3月28日

和歌山県知事 仁坂吉伸

- 1 道路の種類 一般県道
- 2 路線名 海南吉備線

区 間	新旧の別	敷地の幅員 メートル	延長 メートル	備考
海南市下津町笠畑字上垣内352番1地先から同市下津町笠畑字上垣内281番1地先まで	旧	3.20 }	152.12	
同上	新	4.00 }	152.12	
		11.50		
		12.96		

和歌山県告示第431号

平成20年和歌山県告示第430号（道路の区域変更）で告示した新道路は、平成20年4月1日から供用を開始し、旧道路は、同日から供用を廃止する。

平成20年3月28日

和歌山県知事 仁坂吉伸

和歌山県告示第432号

道路法（昭和27年法律第180号）第18条第1項の規定に基づき、道路の区域を次のように変更したので告示する。

この関係図面は、和歌山県県土整備部道路局道路保全課において告示の日から30日間一般の縦覧に供する。

平成20年3月28日

和歌山県知事 仁坂吉伸

- 1 道路の種類 一般県道
- 2 路線名 生石公園線

区 間	新旧の別	敷地の幅員 メートル	延長 メートル	備考
海草郡紀美野町梅本字丸岩613番72地先から同町梅本字丸岩613番17地先まで	旧	5.00 }	128.50	
		17.00		

同上	新	10.00 } 18.40	125.00
----	---	---------------------	--------

和歌山県告示第433号

平成20年和歌山県告示第432号（道路の区域変更）で告示した新道路は、平成20年4月1日から供用を開始し、旧道路は、同日から供用を廃止する。

平成20年3月28日

和歌山県知事 仁 坂 吉 伸